

令和7年度「介護等体験」の手引き（大学用）

1 体験の実施期間

- (1) 期間 令和7年7月28日（月）～ 令和8年1月30日（金）
- (2) 日数 原則として月曜日から金曜日の連続した5日間

2 申込手続きについて

◇手続きの手順

埼玉県福祉人材センターホームページから、体験への参加申込を行う

- ① 体験を希望する学生から、様式②「介護等体験申込学生名及び希望」の提出を受ける
- ② 「受入調整システム」をダウンロードし、①の内容を入力してデータを作成する
- ③ 作成したデータファイル等を期限までに本会に送付する
- ④ 大学、施設のデータをもとに本会で体験先の調整作業を行う
- ⑤ 本会から各大学に体験先の決定通知書を送付する（6月初旬予定）

(1) データ作成について

「介護等体験受入調整システム（大学用）」をダウンロードし、データ作成を行う

埼玉県福祉人材センターホームページから、入力用システムをダウンロードする

- ダウンロード用パスワード等は、参加申込予定と回答した学校に対し、システムの準備が整った時点でメールにて送付する（2月中旬を予定）
- 入力方法詳細は、ダウンロードページ掲載の入力マニュアルを参照
- 入力するもの

様式②「介護等体験申込学生名及び希望」の内容

様式②は埼玉県福祉人材センターホームページからダウンロードする

- ・「体験できない期日」欄には、特別な事由（試験、教育実習、等）がある時のみ、別紙3「受入週間コード表」の該当する週コードを記載する
- ・「希望地域」の地域コードは、別紙4「地域コード表」を参照

(2) 提出するもの

- ① 入力データ システムへの入力により作成したファイル7個
 - ② 様式①「介護等体験申込書」
 - ③ 学生名簿（氏名と学年を記入したもの、形式は学校独自のものでよい）
- 上記①②③を本会に期限までにメールで送付する。

E-mail: taiken@fukushi-saitama.or.jp

提出期限 令和7年4月21日（月）

(3) 体験費用の支払い

体験費用は学生 1 人あたり、体験 1 日につき、税込み 2,090 円（施設に支払う体験費用 1,320 円・埼玉県社協調整費用 770 円）とする。5 月 10 日以降、決定通知後の辞退については、いかなる理由であっても調整費（5 日体験の場合 3,850 円）は負担が発生します。

●請求書は決定通知書等とともに学校に送付する。振込口座、支払期限は請求書に記載されている。

●体験費用（5 日間体験の場合 10,450 円）を学校が取りまとめ、支払い期限までに本会指定口座に振り込む。振込手数料は学校負担とする。

【変更点】

令和 7 年度より、5 月 10 日以降の辞退は、調整費を負担いただきます。

本会に電話連絡後、様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を提出してください。

3 受入施設決定の通知

- ・本会から、体験先の決定通知書とともに、様式⑧「受入連絡票」を送付するので、該当の学生に個別に渡し、体験先からの連絡事項があれば学生に伝える。
- ・様式④「『介護等体験』学生自己紹介票」の提出方法や提出期限については、様式⑧「受入連絡票」に記載されているので、十分確認するよう学生に伝える。
- ・希望者数が施設の受入可能人数を上回った場合は、最終学年の学生を優先的に配置する。

4 体験の変更や辞退、受け入れ中止

決定通知後の変更及び辞退は、原則として認めない。しかし、病気や事故等やむを得ない事由が発生した場合は、以下の方法で施設、学校間において調整を行う。

(1) 日程変更

学生本人または施設の都合により予定の日程で体験できないことがわかった場合、学校、施設は速やかに相手方に連絡する。日程調整は必ず学校の担当者と施設の間で行い、学生と施設が直接調整を行うことはできない。なお、当日の急病などで体験できなくなった場合は学生本人から受入施設と学校に連絡する。連絡後に、学校と施設間で日程の再調整を行い変更を申し出た側が調整結果を様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」に記入し、相手方及び本会に提出する。

(2) 受入中止

学生の体験に臨む態度等が不適切で、受入施設の運営に支障が生じる場合には、受入施設長の判断により、体験を中止することができる。この場合は、受入施設が様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を記入し、学校及び本会に提出する。

(3) 体験辞退

学生が辞退する時には、学校が施設に電話連絡をする。その後、様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を施設に提出し、写しを本会に提出する。

(4) 辞退に伴う返金について

体験を辞退する場合は、受入施設が様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」を受理した日（※）が体験初日の7日前までの場合は、体験費用を返金する。（6日前以降の辞退は体験費用が発生します）

※ 辞退受理日の考え方

土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	返金対象とする		返金対象としない						体験初日
		→	←						
	様式⑤及び様式⑥を提出		様式⑤のみ提出						

初日の6日前

- ・ 当該年度の所属学生全員の体験が終了した後、様式⑥-1「返金手続願」及び様式⑥-2「介護等体験辞退者名簿」を埼玉県社協へ提出する。なお、県社協調整費は返金しない。
- ・ 返金は年度末の1回（3月）のみとし、振込手数料は学校負担とする。
- ・ 受入施設の様式⑤「介護等体験（辞退・変更・受入中止）届書」の受理日が体験初日の6日前以降の場合、体験費は返金しない。上記については、辞退の理由を問わず適用する。

5 体験に伴うその他の費用

- (1) 体験申し込みをした者は、「学生のための介護等体験ガイドブック」を必ず購入する。

価格 1冊 550円（税込）

学校が冊数を取りまとめて本会に注文し、送料は学校負担とする。

- (2) 交通費や体験中の昼食代（施設の食事をとる場合も含む）は学生の負担とする。また、細菌検査等結果の提出を求められた場合の検査費用は学生の負担とする。
（別紙5「細菌検査割引料金表」参照）

6 事故・感染症への対応

学校は、学生に体験中のけがや事故に備えた保険（日本国際教育支援協会「学研災付帯賠償責任保険」等）に加入させる。事故とは、体験中に学生が利用者等にけがをさせた、施設の設備や備品を壊した、学生自身が体験中にけがをしたなどを指す。

- (1) 事故が起きた場合

体験中に発生した事故の状況を確認し、学生がけがをしている場合、受入施設は治療や通院等最善の処置をする。その後、受入施設及び学生は学校に連絡をする。学校・受入施設双方が様式⑩「介護等体験事故届書」を本会に提出する。事故等の処理は施設との協議とする。

- (2) 感染症への対応

学生には、日頃からうがい、手洗い及び手指の消毒等、感染対策を徹底させる。

学生または同居家族が万一、発熱、下痢及び風邪等の症状がある場合、体験に行かず、学校及び受入施設に連絡する。体験中に発熱等が確認された場合には、速やかに体験を中止し医療機関を受診する。その結果を学校と受入施設に必ず連絡する。

7 その他

(1) 事前説明会の実施

学校は体験開始前に必ず説明会を実施し、下記内容について学生に指導する。

- ・介護等体験ガイドブックをよく読み、意義と目的を理解し、意欲的に取り組む。
- ・体験前には施設の概要等について必ず事前学習を行う。
- ・施設の利用者や職員のプライバシーに配慮する。
- ・受入調整では希望種別、地域の要望に応えられないことがある。
- ・事故や感染症、健康管理には十分気をつける。
- ・服装（爪やアクセサリも含む）や言葉づかい、行動に十分気をつける。
- ・体験1週間前から体温測定を行い別紙6「誓約書」に記入して初日に持参する。
- ・書類の提出期限を確認し、体験前に施設への事前連絡（挨拶も兼ねて）を行う。
- ・細菌検査が必要な場合は結果が届くまでに時間がかかることを考慮して行う。
- ・体験中は毎日、体験記録ノートの記入・提出を行い、担当職員の点検を受ける。
- ・体験中に不適切な言動や行動があった場合、受入施設の判断で体験が中止になる場合がある。

(2) 証明書

様式③「証明書」に必要事項を記入の上、体験初日に施設に提出する。なお再発行は不可とする。

(3) 体験終了後

「健康診断書」「学生自己紹介票」等、個人情報を含む書類の返却を受ける。